

## 第7章 法人化に伴う管理運営組織の変化

白川 優治（早稲田大学）

### 1. 本章の目的と対象

本章は、法人化に伴い国立大学の管理運営組織がどのように変化し、新しい管理運営組織及び法人化以前から存在している管理運営に関連する組織の位置づけが、それぞれの国立大学法人によってどのように異なるのかを検証することを目的とする。

国立大学法人法においては、国立大学法人の運営組織として、学長・役員会・学長選考会議・経営協議会・教育研究評議会が定められ、その役割が法定されている。他方で、法人化以前に大学の管理運営に関連して設置されていた部局長会議や各種委員会、教授会等の組織については国立大学法人法での位置づけはなされていない。

国立大学は、歴史的な経緯として大学間にさまざまな格差をもち、それまでの格差構造は新法人にそのまま引き継がれることとなったとされている<sup>1</sup>。それでは、法人化以前の格差構造が新法人に引き継がれたとされるとき、管理運営組織の変化には、大学間にどのような相違がみられるのであろうか。同一制度下で均一に法人化された国立大学法人が、その制度的枠組みをそれぞれ個別の法人においてどのように受容したのかについては必ずしも明らかではない。そこで、本章では、新しく創設された管理運営組織の位置づけ、法人化以前から存在している管理運営に関連する組織の位置づけを検証することを通じて、国立大学法人法による共通の枠組みのなかのそれぞれの法人間の相違を確認してみたい。そのことを通じて、すべての国立大学が同時に、同じ枠組みで法人化されたことの意味の再検討を試みるものである。そこで、以下では、まず、2節において国立大学法人法による管理運営組織の枠組みを確認する。そして、3節においては、法人化により創設された管理運営組織である役員会、経営協議会、教育研究評議会が大学間でどのように異なるのかを検証する。4節においては、法人化以前より存在する管理運営組織である部局長会議、全学委員会、事務部門が大学間においてどのように異なるのかを検討する。そして最後に、それまでの知見をまとめ、法人化による管理運営組織の変化を整理する。

なお、本章が分析の対象とする管理運営組織については、その実証的な分析が1章において担当され、その構造と機能については8章において検証がなされている。そこで本章では、これらの章との重複をできる限り避けている。また、学長及び学長に関する組織については6章が対象としていることから、本章では、役員会・経営協議会・教育研究評議会・全学委員会・部局長会議等を分析の中心としている。

### 2. 国立大学法人法による管理運営組織の変化－経営協議会と教育研究評議会

国立大学法人法は、国立大学法人の管理運営組織として、学長・役員会・学長選考会議・経営協議会・教育研究評議会を定め、その役割を法定している。ここではまず、法人化以前においての前身組織を有する経営協議会と教育研究評議会について、法人化による役割の変化を確認することに

したい。

国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として設置された経営協議会は、法人化以前の運営諮問会議を前身とする。旧国立学校設置法は、大学の教育研究目標・計画、大学の自己評価、その他大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、学長に対して助言又は勧告を行なうことを目的として運営諮問会議を置くことを定めており、その委員は、当該大学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長の申出を受けて文部大臣が任命されることとされていた<sup>2</sup>。他方、国立大学法人法における経営協議会は、経営に関する重要事項を審議する機関とされ、学長、学長が指名する理事及び職員、当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関して広くかつ高い識見を有する者のうちから教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものから構成されている<sup>3</sup>。学外有識者は経営協議会の総数の二分の一以上とすることとされている。運営諮問会議の委員が学外有識者によって構成されていたことから、経営協議会では学内役職員を委員として位置づけていることが大きく異なっている。

他方、教育研究評議会は、法人化以前の評議会を前身としている。旧国立学校設置法は、学長、学部長、大学院の研究科長、教養部の長及び大学附置の研究所長等を構成員とする評議会を設置することを規定しており、評議会は法定事項を審議することとされていた<sup>4</sup>。他方、教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、学部・研究科・大学附置の研究所等の組織の長のうち教育研究評議会が定める者等を構成員としており<sup>5</sup>、その委員構成に個々の大学の裁量が与えられている。

このような運営諮問会議と経営協議会、評議会と教育研究評議会のそれぞれの審議対象事項の変化を確認したものが図7-1、図7-2である。

図7-1

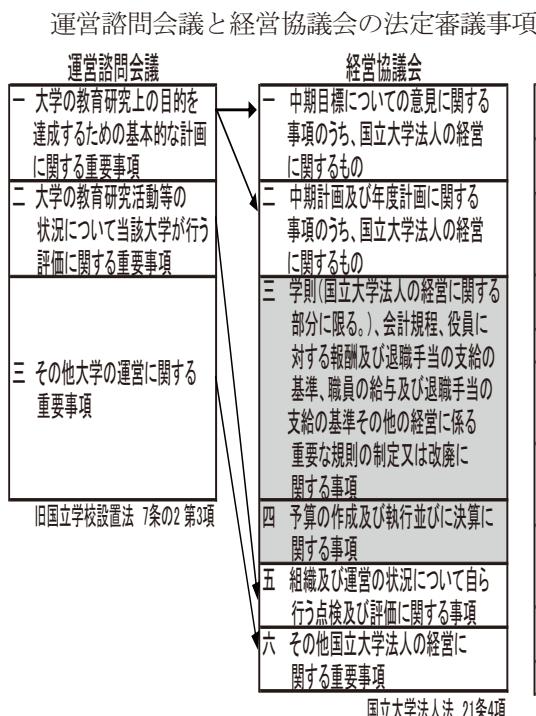
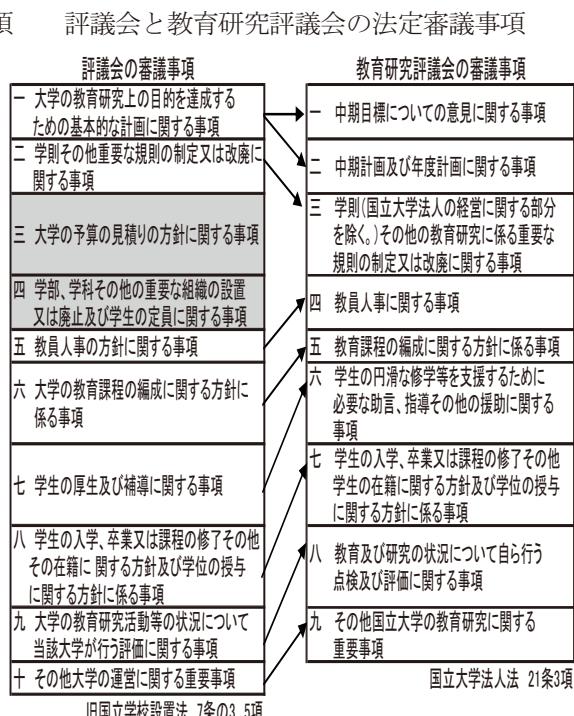


図7-2



経営協議会には、運営諮問会議の機能に加えて、経営に係る重要な規則の制定または改廃に関する事項と予算に関する事項を審議することが加えられており、その重要性が大きくなっていることがわかる。他方、教育研究評議会の審議事項においては、大学の予算に関する事項と組織の新設廃止及び学生定員にかかる事項が除かれている。大学の予算に関する事項は経営協議会の審議事項に移され、学部、学科等の組織の改廃、学生定員に関する事項は役員会の審議事項に移されたためである。したがって、教育研究評議会は、教育研究上の課題に特化して審議する組織として位置づけられた。これらのことから、法人化により、運営諮問会議と評議会に与えられていた役割は、経営に関する事項と教育研究に関する事項が整理され、経営協議会と教育研究評議会に割り振られたことが確認できる。

このような変化について、各大学はどのように受け止めているのであろうか。今回の調査では、法人化前の評議会（評議会がなかった場合は教授会）と教育研究評議会の相違を自由記述方式により尋ねている。その回答内容をみると、「法人化以前と同様の観点で重視しているので、基本的には同様の運営をしている」とする大学もみられるが、「国立大学法人法に基づき、審議事項または報告事項の整理を行った」として、役割の整理を行ったとする大学が多く見られた。具体的な変化をみると、法制度上の変更点である予算に関する取扱いが審議事項でなくなったことを挙げた大学が多い（28大学）。次に多くの大学から変化として挙げられた内容は、人事の扱いの変化である（11大学）。「具体的な教員人事が審議事項に加わった」、「教授会の審議事項であった教員人事が教育研究評議会に移った」として、教育研究評議会が以前よりもかかわり方が強くなったとする大学がある一方で、「教員採用人事、学則・規則の制定が教授会等で審議のうえ原案が示され、その承認のみとなつた」、「教員人事が審議事項から報告事項に変わった」として、かかわり方が弱くなつたとする意見もみられた。このことは単科大学においては、教授会との比較によることが影響していると考えられる。

予算等の経営事項が審議項目からはずれ、教育研究に係ることのみが審議対象とされたことについては「予算については、審議から報告にしたいが、それでは、予算について全学的な立場で関与する機会が全くなくなってしまうと反発する声は今以て強い」とする意見もみられるが、「審議事項が教育・研究面に係る事項に特化、深化した」、「教育研究に係る審議を主としており、審議事項は若干減少したが審議内容は充実した」、「経営に関する事項がはずれたことで、教育研究に関する議論に集中できるようになった」という意見にみられるように、経営協議会等の他の組織との役割分担を前提とした審議事項の集約について、運営組織としての役割の明確化がすすんだことを評価する大学が多い。法人化に伴う、経営と教育研究の担当組織を分離は、多くの大学で肯定的に位置づけられているとみることができるだろう。

### 3. 新しい法定管理運営組織の大学による相違

それでは、国立大学法人法に基づいて新たに創設された管理運営組織である役員会、経営協議会、教育研究評議会は、大学間でどのように異なるのであろうか。その相違を確認してみたい。

### 3-1 役員会

まず、役員会について大学間の相違を確認してみたい。役員会は、国立大学法人法により学長及び理事を構成員とする会議として置かれており、中期目標及び年度計画に関する事項、文部科学大臣の許可又は承認を得なければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項など、法人運営の重要な事項を学長が決定するにあたって必ずその議を経る会議体と位置づけられている。

それでは、このような役員会はどのように構成されているのであろうか。表7-1は、大学特性別に役員会の構成員数をみたものである<sup>6</sup>。

表7-1 大学特性別にみた役員会の構成員数（2004年度）

	全体	旧帝大	教育大	理工大	文科大	医科大	医総大	医無総大	大学院大
校数	83	7	12	12	6	3	31	9	3
平均値	5.8	8.1	4.4	4.5	4.5	5.7	6.8	5.2	4.7
中央値	5	8	4	4.5	4.5	5	7	5	5
最頻値	5	8	4	4	4	5	7	5	5
最小値	4	8	4	4	4	5	5	5	4
最大値	9	9	5	5	5	7	9	7	5

国立大学法人全体の役員会の構成員数の平均は5.8人となっている。大学特性別に平均構成員数をみると、旧帝大において8.1人、医総大において6.2人となっており、全体平均より数が多い。医学部を有する複数学部を持つ大規模大学において、役員会の構成員が多く配置されているとみることができる。役員会の構成員である、理事の定数は法定されているため、役員会の定数は法定されていることになる。このような相違は、そのことを反映したものと考えられる。

それでは、役員会の開催回数は、大学によってどのように異なるであろうか。表7-2は、大学特性別に、役員回数の相違をみたものである。

表7-2 大学特性別にみた役員会の開催回数（2004年度）の相違

	全体	旧帝大	教育大	理工大	文科大	医科大	医総大	医無総大	大学院大
校数	83	7	12	12	6	3	31	9	3
平均値	22.4	24.9	20.8	18.8	27.0	12.7	23.7	26.7	13.0
中央値	20	23	21	13.5	30	13	21	23	16
最頻値	17	23	14	12	8	11	17	11	4
最小値	4	6	7	4	8	11	7	11	4
最大値	51	51	47	48	50	14	50	46	19

国立大学法人全体の役員会の平均開催回数は年間22.4回となっている。旧帝大の24.9回、文科大の27.0回、医総大の23.7回、医無総大の26.7回が全体平均よりも開催数が多い。他方、医科大(12.7回)、大学院大学(13.0回)では平均開催回数は少ない。このような役員会の開催状況については、個別の大学間における相違も大きく、最大で51回(旧帝大)、最小で4回(大学院大、理工大)となっている。同じ大学特性のなかでも最大値と最小値の差が大きいことから、個別大学間の相違が大きいとみることが妥当であろう。

### 3-2 経営協議会

次に、経営協議会についてみてみたい。前節で確認したとおり、経営協議会は、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、構成員の半数を外部有識者とする会議体である。

経営協議会の平均人数をみると国立大学法人全体での平均人数は15人となっている。しかしながら、大学特性別の平均人数の相違をみると、旧帝大では24.0人と大きな人数となっている。旧帝大を除く、他の大学類型においては、全体平均と大きな相違はみられない（表7-3）。

表7-3 大学特性別にみた経営協議会の人数の相違（2004年度）

	全体	旧帝大	教育大	理工大	文科大	医科大	医総大	医無総大	大学院大
校数	84	7	12	12	6	3	31	10	3
平均値	15.0	24.0	11.8	14.7	11.3	10.7	15.2	14.6	17.7
中央値	14	24	12	14	12	10	15	13	12
最頻値	12	24	12	12	12	10	14	10	9
最小値	8	18	8	10	8	10	10	10	9
最大値	32	26	15	20	14	12	22	22	32

表7-4 大学特性別にみた経営協議会の開催回数（2004年度）の相違

	全体	旧帝大	教育大	理工大	文科大	医科大	医総大	医無総大	大学院大
校数	84	7	12	12	6	3	31	10	3
平均値	5.5	4.9	7.8	5.1	7.2	7.3	5.6	5.0	4.7
中央値	5	5	7	5	7	6	5	4.5	4
最頻値	4	5	6	5	6	4	4	4	3
最小値	3	4	5	4	5	4	3	4	3
最大値	12	6	13	7	9	12	11	8	7

他方、経営協議会の開催状況をみると、全体平均は5.5回となっている。教育大（7.8回）、文科大（7.2回）、医科大（7.3回）の平均開催数は全体の平均開催数よりも多い。経営協議会の平均人数をみると、これらの大学群は、平均人数が少ない（教育大（11.8人）、文科大（11.3人）、医科大（10.7人））。ここから、経営協議会の構成人数が少ない大学群において、平均開催回数が多いという傾向をみることができるだろう。このことに対応するように、構成人数が相対的に多い旧帝大、大学院大においては、開催回数は相対的に少なくなっている。経営協議会は、その半数を学外有識者とすることから、会議体としての人数が増えることが会議開催の日程調整に影響を与えていた可能性を推察することができる。

それでは、運営諮問会議と経営協議会を比較したときに、どのように変化が生じたのであろうか。図7-3は、調査結果から運営諮問会議と経営協議会の変化をみたものである。ここから、経営協議会に対して、「開催回数」・「審議へのコミットメント」・「審議事項の量」・「全学的重要性」が増したと評価されていることがわかる。学長の諮問に対応して助言・勧告する組織であった運営諮問会議から、予算や経営上必要な項目を中心に法定規定事項を審議する会議体に変化したことを反映しているとみることができるだろう。他方、会議時間については、6割以上の大学が「どちらともいえない」としており、大きな変化は生じていない。外部委員の数の変化は大学により影響が異なって

おり、増えた/どちらともいえない/減ったとする大学数がほぼ均等に分散している。

図 7-3 運営諮問会議から経営協議会への変化 (N=84)

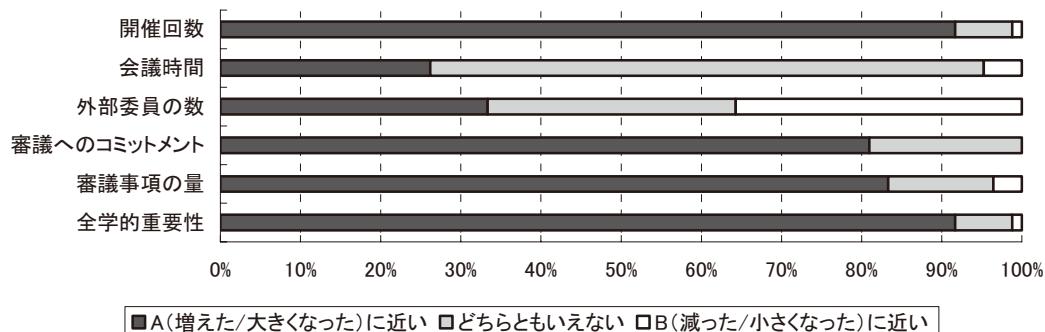


図 7-4 大学特性別にみた運営諮問会議から経営協議会への変化

図 7-4-1 開催回数

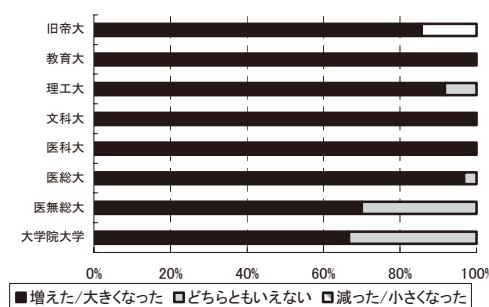


図 7-4-2 会議の時間

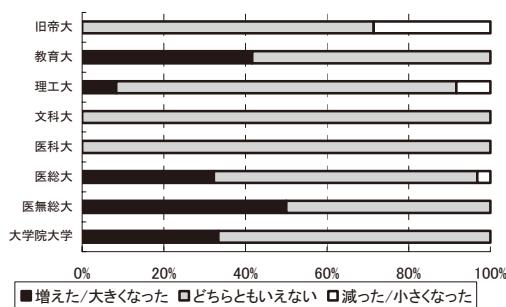


図 7-4-3 構成員の数

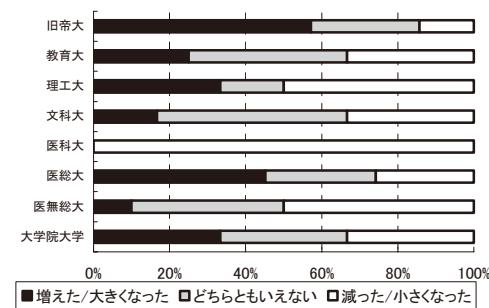


図 7-4-4 審議へのコミットメント

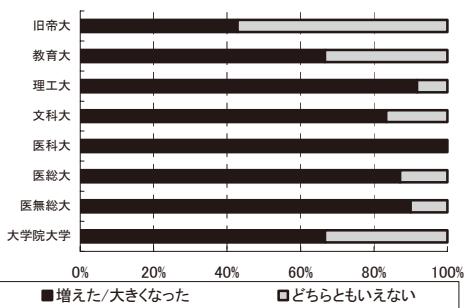


図 7-4-5 審議事項

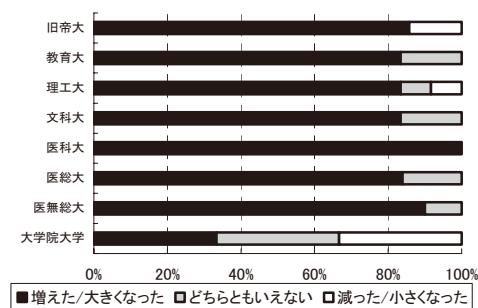
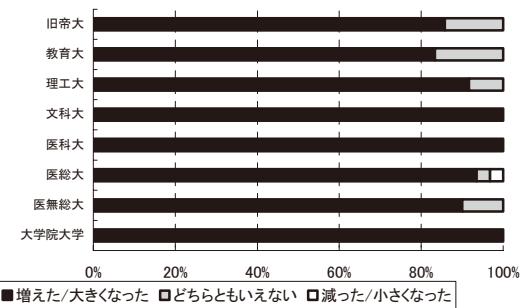


図 7-4-6 全学的重要性



運営諮問会議から経営協議会への変化を大学特性別にみると、「会議の時間」と「構成員の数」の変化について、大学間に相違みられた。医無総大、教育大では会議の時間が長くなったと認識されている様子を見ることができる。他方、旧帝大では構成員数が増えたとされている一方で、医科大や医無総大においては構成員数は減ったとされる傾向がみられる。

### 3-3 教育研究評議会

次に、教育研究評議会の構成員数、開催回数等の変化をみてみよう。まず、教育研究評議会の構成員数をみると、全体では平均人数は25.5人となっている。大学特性別の平均人数では、旧帝大の51.0人が突出して大きな人数となっている。次に医総大の27.8人となっており、これらの2つの類型は全体平均よりも大きい。医学部を含めた複数学部を有する大規模大学において、教育研究評議会の構成員が多く配置されていることがわかる（表7-5）。

他方、教育研究評議会の開催回数をみると、その平均回数には大きな相違は見られない。経営協議会と異なり、教育研究評議会の構成員はすべて当該国立大学法人の学内の者であることから、人数の多少は会議開催回数に影響を与えていないとみることができる（表7-6）。

表7-5 大学特性別にみた教育研究評議会の人数の相違（2004年度）

	全体	旧帝大	教育大	理工大	文科大	医科大	医総大	医無総大	大学院大
校数	84	7	12	12	6	3	31	10	3
平均値	25.5	51.0	21.1	19.8	18.3	15.0	27.8	21.6	19.7
中央値	22	50	20.5	17	17.5	15	25	21.5	14
最頻値	22	43	15	13	12	15	25	22	11
最小値	8	43	8	13	12	15	18	14	11
最大値	67	67	44	36	26	15	56	30	34

表7-6 大学特性別にみた教育研究評議会の開催回数（2004年度）の相違

	全体	旧帝大	教育大	理工大	文科大	医科大	医総大	医無総大	大学院大
校数	84	7	12	12	6	3	31	10	3
平均値	14.5	11.9	15.7	14.4	14.8	14.0	14.5	15.7	12.0
中央値	14	13	15	15.5	13.5	13	14	14.5	12
最頻値	13	13	13	13	13	11	13	13	5
最小値	5	7	13	5	12	11	10	13	5
最大値	27	16	20	19	19	18	20	27	19

それでは、評議会から教育研究評議会に位置づけが変わったことにより、その運営はどのように変化したのであろうか。図7-5はその変化をみたものである。「構成員の数」のほかの、「開催回数」、「会議時間」、「審議へのコミットメント」、「審議事項の量」、「全学的重要性」の項目においては「どちらともいえない」が最も多くなっている。変化の傾向をみると、相対的に全学的重要性が高まり、構成員の数が減っているとみることができる。このような変化を大学特性別にみたとき、教育大、理工大、大学院大、文科大において全学的重要性が高まったとする傾向をみることができる。また、旧帝大、教育大、医科大、理工大では半数以上が構成員の数が減ったとしている。

図7-5 評議会から教育研究評議会への変化 (N=84)

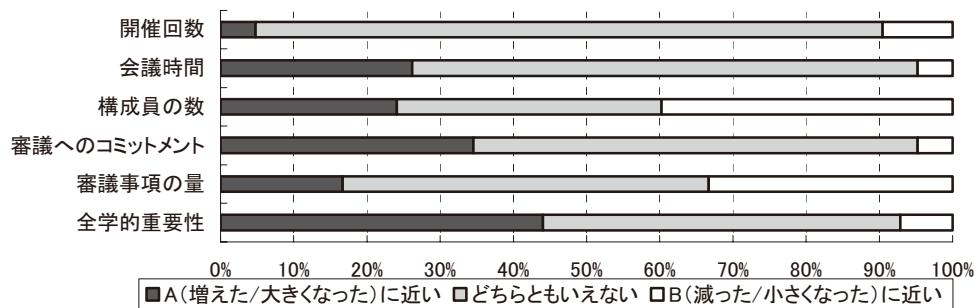


図7-6 大学特性別にみた評議会から教育研究評議会への変化

図7-6-1 開催回数

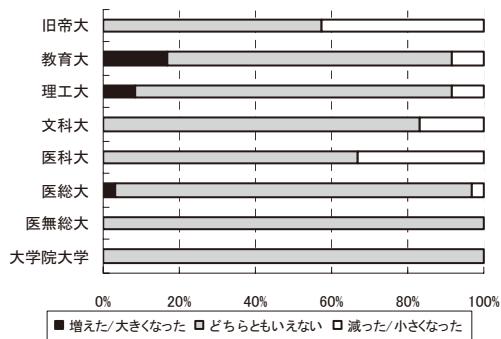


図7-6-2 会議の時間

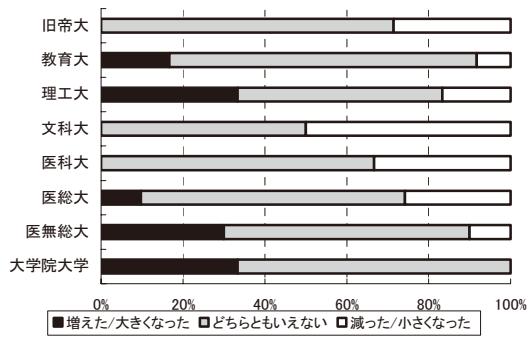


図7-6-3 構成員の数

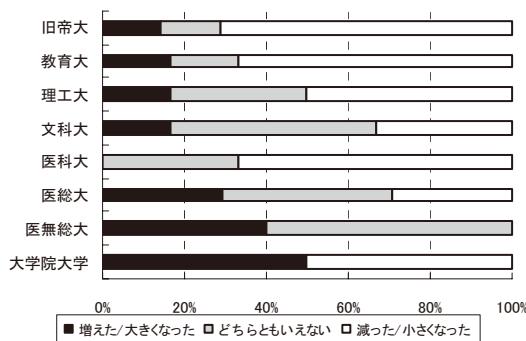


図7-6-4 審議へのコミットメント

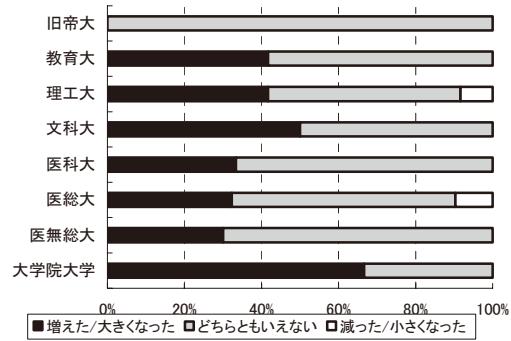


図7-6-5 審議事項

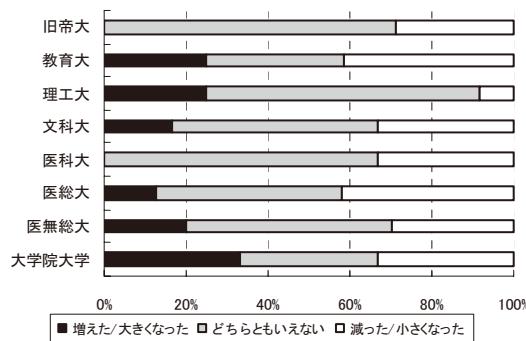
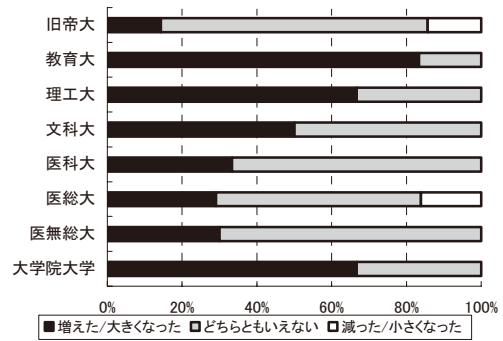


図7-6-6 全学的重要性



### 3-4 小括

ここまで、役員会、経営協議会、教育研究評議会という法人化により創設された管理運営組織がどのように位置づけられているか、大学間でどのように相違がみられるかについて、その構成員数、開催状況、法人化前後での変化の状況をみてきた。役員会では、個別大学ごとの相違が大きいことが示された。また、経営協議会、教育研究評議会ともにその構成員数が旧帝大において突出して多くなっていた。そして、法人化による変化の影響は大学特性により異なっていることが示された。

## 4. 法人化以前からの設置されている管理運営機関の変化

それでは、国立大学法人法が規定していない管理運営にかかる機関はどのような変化があったのであろうか。本節では、部局長会議、全学委員会、実務的組織・事務部門の変化を取り上げ、それぞれがどのように変化したのかをみていくことにしたい。これらの部門の構成は国立大学法人法に規定はなく、各大学の裁量に任されているところが大きい。

### 4-1 部局長会議の変化

まず部局長会議について、その変化をみていきたい。法人化以前の部局長会議に相当する管理運営機関を設置している大学は 64 大学 (78.0%) に上っている。単科大学を除く、ほぼ全ての大学において、部局長会議に相当する運営組織が設置されている。そこで、その構成員の人数の相違をみたものが表 7-7 である。

表 7-7 大学特性別にみた部局長会議の構成員数の相違（2004 年度）

	全体	旧帝大	教育大	理工大	文科大	医科大	医総大	医無総大	大学院大
校数	60	6	5	6	2	0	29	10	2
平均値	17.5	36.3	10.8	12.5	11.5	—	18.6	11.6	11.5
中央値	14.5	35	11	11	11.5	—	18	11.5	11.5
最頻値	14	44	12	6	9	—	14	10	7
最小値	5	29	9	6	9	—	9	5	7
最大値	44	44	12	20	14	—	28	16	16

表 7-8 大学特性別にみた部局長会議の開催回数（2004 年度）の相違

	全体	旧帝大	教育大	理工大	文科大	医科大	医総大	医無総大	大学院大
校数	60	6	5	6	2	0	29	10	2
平均値	14.0	12.2	23.4	18.0	22.5	—	11.6	14.4	9.0
中央値	12	11.5	21	11.5	22.5	—	11	13	9
最頻値	11	9	11	4	14	—	11	12	7
最小値	3	9	11	4	14	—	5	3	7
最大値	44	17	36	44	31	—	17	29	11

部局長会議の構成員数をみると、全体の平均人数は、17.5 人である。大学特性別に見ると、旧帝大の平均人数が 36.3 人と他の属性の大学群と比べて突出して大きくなっている。次いで、医総大の 18.6 人が二番目に多い。これらの大学においては、部局数が多いことが構成員の多さに反映してい

ること推察できる。しかしながら、会議回数をみると、教育大、文科大において平均開催数が大きくなってしまっており、旧帝大、医総大では相対的に少ない。教育大、文科大は部局長会議の平均人数が少ない大学群である。

それでは、国立大学法人法において法定されてはいない部局長会議は、どのような理由で設置されているのであろうか。記述回答から、部局長会議に相当する組織を設置している理由を確認すると、円滑な大学運営を図るためにとする大学が多くみられた。しかしながら、ここで意図されている『円滑な運営』が意味する内容は、大学によって異なっている。ある大学においては「各部局間の連絡調整を円滑に行なうため」とされる一方で、ある大学においては「執行部と部局との連絡調整」とされている。別の大学においては「教育研究評議会のより円滑な運営に資することを目的」とする。つまり、部局長会議には、部局間の調整、執行部と部局との調整、他の会議の事前調整というさまざまな調整機能が期待されているとみることができる。

それでは、法人化前後で部局長会議はどのように変化したのであろうか。図7-7はそのことを示したものである。ここから法人化前後で明確な変化が生じているとみることは難しいが、「構成員の数」が増加している一方で、「審議事項の量」が減少している傾向をみることができる。このことは、経営協議会・教育研究協議会という経営と教育研究についての運営組織が明確に定められたことの影響とみることができるだろう。このような変化を大学特性別にみたとき、旧帝大、理工大では構成員数が増えたとされている。また、旧帝大、理工大、文化大、医総大では、審議事項が減ったとする大学も多い。教育大、理工大、文科大において全学的重要性が高まったとする傾向をみることができる。

図7-7 法人化前後での部局長会議の変化 (N=64)

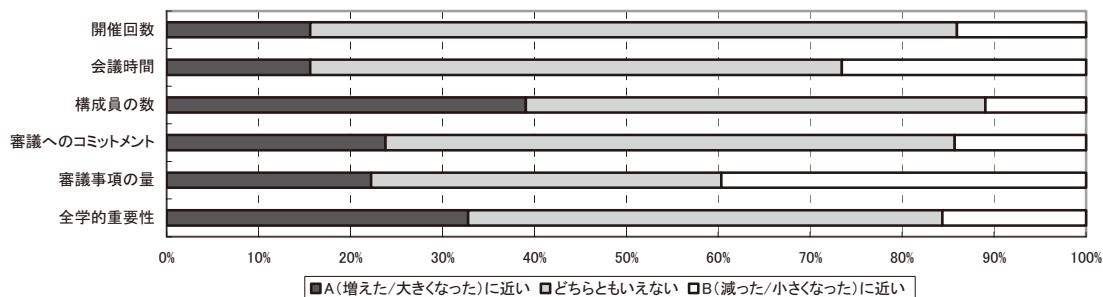


図7-8 大学特性別にみた法人化前後の部局長会議の変化

図7-8-1 開催回数

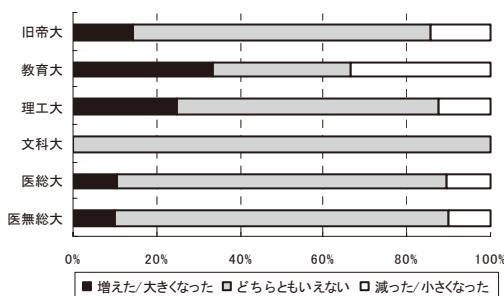


図7-8-2 会議の時間

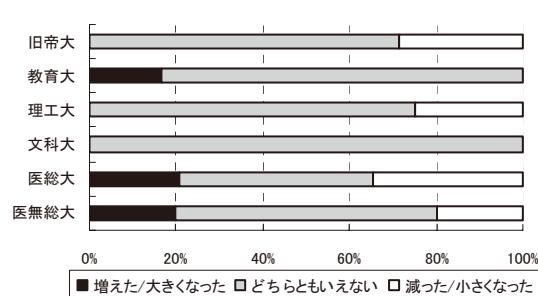


図 7-8-3 構成員の数

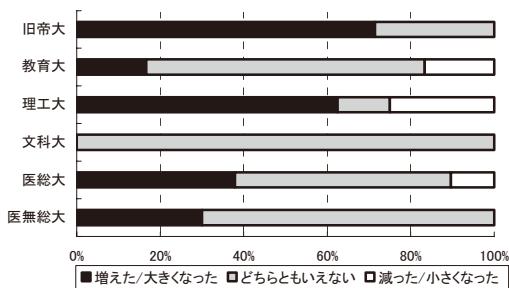


図 7-8-4 審議へのコミットメント

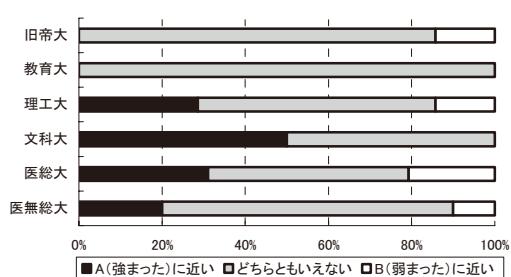


図 7-8-5 審議事項

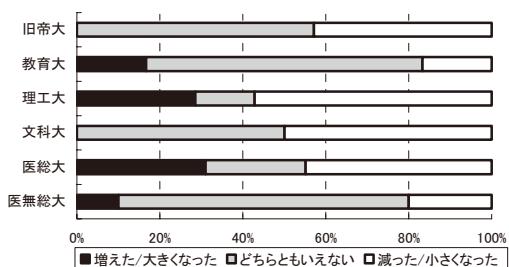
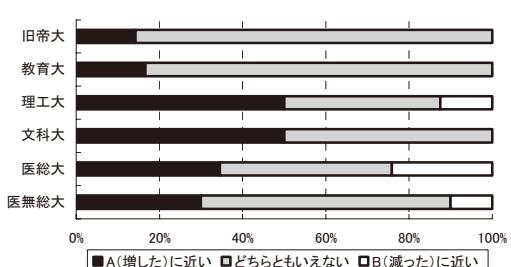


図 7-8-6 全学的重要性



※医科大学・大学院大については、部局長会議を設置する大学が1校未満のため省略している。

#### 4-2 全学委員会の変化

次に、大学全体の課題を幅広く審議し、検討するための手段である全学委員会について、その変化をみてみたい。

法人化後に、どのような委員会が重要であると位置づけられているのであろうか。委員会の名称をもとに、重要な委員会を内容により整理した結果が表7-9である。第1重要な委員会は「教育研究」「企画・計画・運営」「学生入試」「財政」という順になっている。第2に重要な委員会が「教育研究」「評価」「人事」「財政」、第3に重要な委員会が「学生・入試」「教育研究」「人事」となっていた。第3位までを累計すると、「教育研究」に関する委員会を重要であるとして挙げている大学が7割をこえている。そして、「学生・入試」、「評価」に関する委員会を重要なものとして位置づけている大学が多いことがわかる。これらの課題が、法人全体として取り組まなければならないものとして位置づけられているとみることができるだろう。

表 7-9 重要な全学委員会の内容

	第1順位	第2順位	第3順位	合計
教育・研究	26.8%	27.9%	17.2%	71.9%
企画・計画・運営	23.9%	5.9%	6.9%	36.7%
学生・入試	11.3%	10.3%	20.7%	42.3%
財政	11.3%	11.8%	6.9%	30.0%
評価	9.9%	19.1%	8.6%	37.6%
人事	4.2%	11.8%	10.3%	26.3%
その他	12.7%	13.2%	29.3%	55.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	—

それでは、法人化により、全学委員会の数はどのように変化しているであろうか。図7-9から、委員会の数がどのように改廃されたのかをみると、半数の大学で大幅に減らしたとしており、多くの大学で委員会数を減らしていることがわかる。そこで、2003年度、2004年度、2005年度の各大学の全学委員会の実数の変化を確認すると（表7-10）、法人化前後にあたる2003年から2004年にかけて8割以上の大学において委員会数を減らしている。しかしながら、法人化後である2004—2005年の変化を見ると、およそ半数の大学が委員会を増やしている。表7-11は、法人化前後3年間の委員会の増減を示したものである。ここから、45%の大学が法人化初年度に委員会を減らしたのちに2年目に委員会を増設していることができる。法人化により委員会数を減らしたのちに、現実の運営にあたっての必要により再度全学委員会が設置されている様子をうかがうことができる。

図7-9

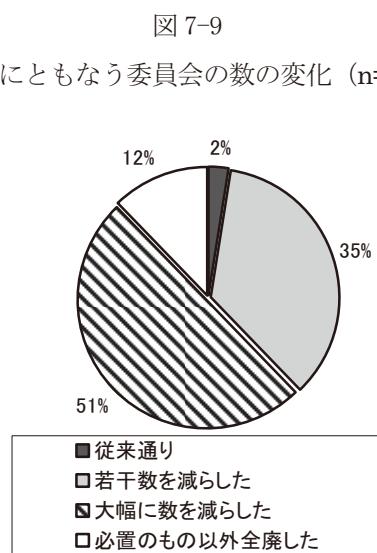


表7-10

法人化にともなう委員会の数の変化（n=84） 委員会の数の変化（単年度）

	2003-2004年の変化		2004-2005年の変化	
	大学数	比率	大学数	比率
11以上増加	1	1.2%	3	3.6%
6-10増加	0	0.0%	5	6.0%
1-5増加	4	4.9%	33	39.8%
変化なし	5	6.1%	25	30.1%
1-5減少	21	25.6%	9	10.8%
6-10減少	14	17.1%	4	4.8%
11-20減少	22	26.8%	2	2.4%
21-30減少	7	8.5%	1	1.2%
31以上減少	8	9.8%	1	1.2%
合計	82	100.0%	83	100.0%

表7-11 委員会の数の変化（増減の傾向）

		2004-2005年の増減			合計
		増加	変化なし	減少	
2003 -2004年 の増減	増加	3.7%	2.4%	0.0%	6.1%
	変化なし	1.2%	0.0%	4.9%	6.1%
	減少	45.1%	28.0%	14.6%	87.8%
合計		50.0%	30.5%	19.5%	100.0%

それでは、法人化は、委員会の位置づけと運営にどのような影響をもたらしたであろうか。法人化前後で、最も重要な委員会がどのように変化したかをみたものが図7-10である。「全学的重要性」、「審議へのコミットメント」、「審議事項の量」が大きくなったとする回答が多くみられた。大学特性別にその相違をみると、「審議へのコミットメント」「構成員の数」「全学的重要性」において大学間の相違がみられる。

図 7-10 法人化前後でのもっとも重要な委員会の変化 (N=73)

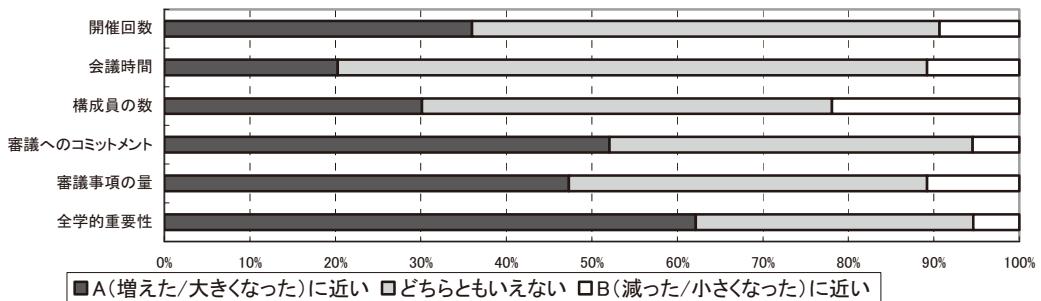


図 7-11 大学特性別にみた法人化前後でのもっとも重要な委員会の変化

図 7-11-1 開催回数

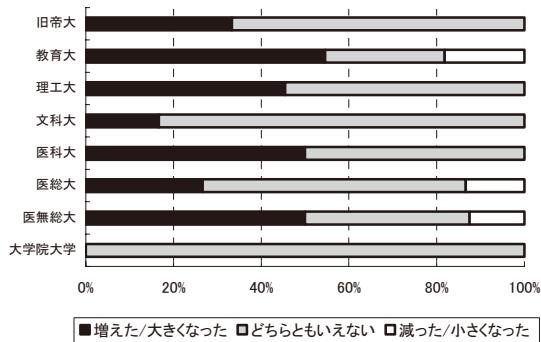


図 7-11-2 会議の時間

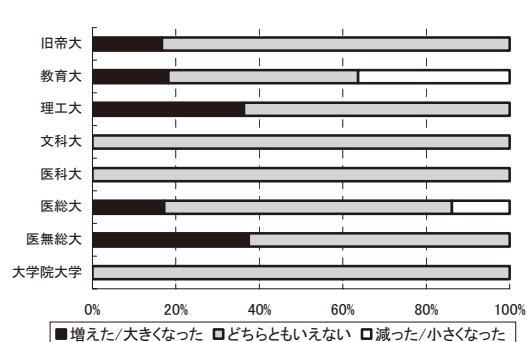


図 7-11-3 構成員の数

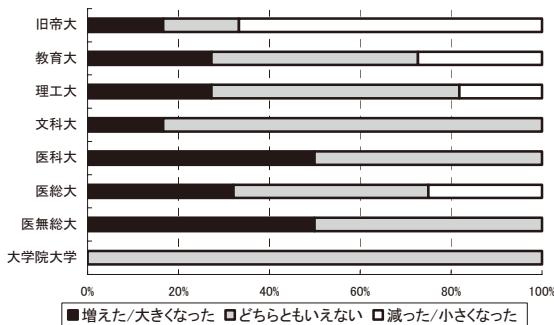


図 7-11-4 審議へのコミットメント

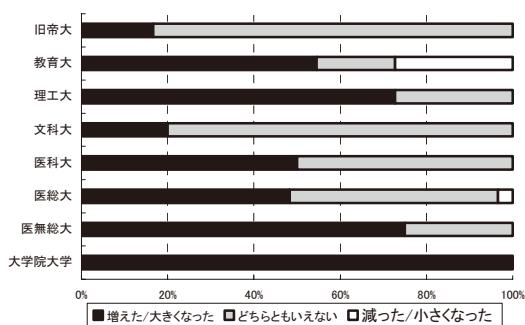


図 7-11-5 審議事項

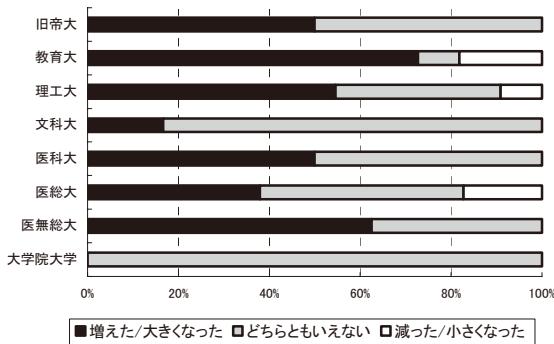
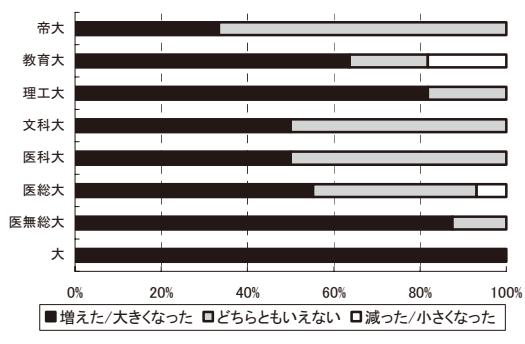


図 7-11-6 全学的重要性



### 4-3 実務的組織と事務部門の変化

最後に、企画室等の実務的な組織と事務部門について、その変化を確認しておきたい。

まず、表7-12から企画室等の実務的な組織の設置状況をみると、全体で85%の大学において設けられており、大学特性による相違もほとんどみられない。実務的組織による運営は、国立大学において一般的な方式であるとみることができる。

表7-12 企画室等の実務的な組織の設置状況 (N=84)

	全体 (n=84)	旧帝大 (n=7)	教育大 (n=12)	理工大 (n=12)	文科大 (n=6)	医科大 (n=3)	医総大 (n=31)	医無総大 (n=10)	大学院大 (n=2)
設けている	85.7	100	83.3	75	100	100	90.3	60	100
設けていない	14.3	0.0	16.7	25.0	0.0	0.0	9.7	40.0	0.0

他方、事務部門の変化についてみたものが表7-13である。国立大学全体をみると、従来どおりに、もしくは、理事として事務局長を置く大学が多数を占めていることがわかる。しかし、大学特性によって事務部門の統括方式に相違がみられ、旧帝大では事務局長をおかず担当理事が各部門を統括する方法を探られている。このような統括方法は、他の属性の大学では必ずしも一般的ではなく、理事の数が多い旧帝大の試みであるとみることができるだろう。

表7-13 事務局長業務の統括方法 (N=84)

	全体 (n=84)	旧帝大 (n=7)	教育大 (n=12)	理工大 (n=12)	文科大 (n=6)	医科大 (n=3)	医総大 (n=31)	医無総大 (n=10)	大学院大 (n=3)
従来通り事務局長を置き、一元的に統括	33.3%	14.3%	50.0%	75.0%	50.0%	33.3%	12.9%	40.0%	0.0%
事務局長を兼ねる担当理事が一元的に統括	39.3%	28.6%	50.0%	16.7%	33.3%	33.3%	48.4%	40.0%	33.3%
事務局長を置かず、総務等の担当理事が一元的に統括	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.1%	10.0%	0.0%
事務局長を置かず、各担当理事が部門ごとに統括	9.5%	42.9%	0.0%	0.0%	16.7%	33.3%	6.5%	0.0%	33.3%
その他	10.7%	14.3%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	16.1%	10.0%	33.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## 5.まとめ

これまで、法人化に伴う国立大学の管理運営組織の変化について、それぞれの国立大学法人によってどのように異なるのかを大学特性による相違をみてきた。本章の検証は、調査結果に基づいて、法人化による管理運営機構の変化について事実レベルの知見を整理したに過ぎない。しかしながら、本章の整理から、経営と教育研究の担当組織を区分する国立大学法人法の枠組みは多くの国立大学で肯定的に受け止められていること、経営協議会と教育研究評議会の構成については、旧帝大においてその規模が突出して大きくなっていることが示された。他方、法人化以前より存在する管理運営組織としては、調整機関として部局長会議が位置づけられていること、全学委員会の数は、法人化前後で減増がなされていることが明らかになった。このような結果から、法人化に伴う管理運営組織の変化は実際の運営のなかで見直されながら、運営がなされていることをみることができる。

その意味で、法人化は管理運営機構の変化の契機でしかなく、今後さらに、実態に即した変化がみられるものと考えられる。

また、管理運営組織の位置づけについては、構成員数やその重要度などについて、法人間によりさまざまな相違がみられた。ことから、法人法は最小限度の管理運営組織のみを定めるに過ぎず、実際の運営は各国立大学の裁量によるところが大きいことが改めて確認された。

それでは、このような管理運営機構の変化は、実際の法人化による効果、国立大学法人の評価とどのような関連をもっているのであろうか。このことについては本稿では取り組むことができなかった。これらについては今後の課題としたい。

### ＜注＞

- 1 天野郁夫「国立大学論－格差構造と法人化」『大学財務経営研究』3号、国立大学財務経営センター、2006年、193-223頁。
- 2 旧国立学校設置法7条の2
- 3 国立大学法人法20条
- 4 旧国立学校設置法7条の3
- 5 国立大学法人法21条
- 6 本章においては、大学特性を用いて大学間の相違を確認している。それぞれの大学特性に属する大学数には偏りがあるために、本章の集計結果は統計的な検定による有意差に基づく知見ではない。